

衛星ブロードバンド普及推進協議会 会則

第1条 (名称)

本会は「衛星ブロードバンド普及推進協議会(通称:SBPC、英名:Satellite Broadband Promotion Council)」(以下「本会」という)と称する。

第2条 (目的)

本会は、わが国におけるブロードバンド利用不可能地域の早期解消をめざし、衛星通信によるブロードバンド接続サービスの普及推進を図る諸事業の実施を通して、とくに条件が著しく困難な地域においても、一般国民がブロードバンドの利便を十分に享受できる環境の創造に資することを目的とする。

第3条 (事業内容)

- (1) 衛星ブロードバンドの普及と利用促進に係る諸事業の企画、立案および実施
- (2) 衛星ブロードバンドに関する有益な情報の蓄積と発信による啓発・広報活動
- (3) 衛星ブロードバンドの普及推進に向けた政策提言活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出した次の会員により構成する。

- (1) 一般会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入する法人、団体又は個人で理事会の承認を得たものとする。一般会員は会費を一口以上納入するものとする。
- (2) 理事会員は、一般会員の中から理事に選任された法人、団体又は個人とする。理事会員は会費を五口以上納入するものとする。
- (3) 特別会員は、本会の行う諸事業に関し、理事会が特に必要と認めた法人、団体又は個人とする。
- (4) 賛助会員は、会の事業を支援するための資金その他の協賛を申し出るもので、理事会の承認を得た法人、団体又は個人とする。
- (5) 本会の議決の際は、会費一口を一単位とする会員数に基づいて算定するものとする。

第5条 (会員の退会)

- (1) 本会の会員は事務局に対し1カ月前までに通知することでいつでも自主的に退会することができる。
- (2) 前項に加え、下記の場合に会員を退会させることができる。
 - ア. 所定期間内に本会が定める会費その他の負担金を納めなかったとき。
 - イ. 本会の趣旨にふさわしくない行為を行ったと理事会が合理的に判断し、理事の3分の2以上が当該会員の退会に同意したとき。

第6条 (会員の権利)

- (1) 会員は、本会の会員であることを、自社の衛星ブロードバンド関連事業についての広告、パンフレット、催事等に際して示すことができる。本会の会員である旨の表示については、別途定めるところに従う。
- (2) 会員は本会が行う、広報、催事、実証実験などの事業活動において、その名前が掲載、掲出される権利を有する。

第7条 (会員の義務)

- (1) 会員は、活動計画に則った広報、催事、実証実験などの活動の費用及び人員の供出について、総会および理事会の決議に基づき積極的に協力する。
- (2) 会員は、本会が実施する広報、催事、実証実験などの事業活動においてその名称が利用されることを承認する。

第8条（役員）

- （1） 本会に会長1名を置く。会長は総会で会員の互選により選任する。
- （2） 本会に副会長1名を置く。副会長は総会で会長の指名により選任する。
- （3） 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- （4） 副会長は会長を補佐し、会長が万一職務の遂行が不可能となった場合にはそれを代行する
- （5） 本会には理事8名以下を置く。
- （6） 理事は総会で会員の互選により選任された理事会員が務めるものとする。ただし特段の事情がある場合には、理事会は新たに入会を認められた理事会員を理事に選任し、直後に開かれた総会に報告して承認を受けることができる。
- （7） 本会に会計監事1名を置き、総会で会員の互選により選任する。
- （8） 会計監事は、本会の会計を監査し、その内容を総会に報告する。
- （9） 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（顧問）

- （1） 本会に顧問を置くことができる。
- （2） 顧問は会長が指名する。
- （3） 顧問は、本会の運営に関して必要な助言を行う。

第10条（総会）

本会の最高意思決定機関として総会を置く。

第11条（総会の開催及び召集）

- （1） 総会は原則として年1回開催する。
- （2） 理事会の議決または、一般会員現在数の3分の1以上から請求がなされた場合は、6週間以内に総会を招集するものとする。
- （3） 総会は会長が召集し、会長が議長を務めるものとする。

第12条（総会の成立）

- （1） 総会は、一般会員の過半数の出席により成立する。
- （2） 総会への出席は、電話会議等による遠隔地からの参加も含む。

第13条（総会の議決）

- （1） 総会の議事は、出席している一般会員及び理事会員の会員口数の過半数をもってこれを議決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- （2） 総会における議決は、認証によって裏付けられた電子メールによる委任状も含む。
- （3） 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。
 - ア 役員の選出
 - イ 規約の改正
 - ウ 事業計画及び事業報告
 - エ 予算及び決算
 - オ その他本会の運営上重要な事項
- （4） 総会の経緯および結果は事務局で議事録を作成し、全会員に報告する。

第14条（理事会）

- （1） 本会に理事会を置く。
- （2） 理事会は会長および理事により構成する。
- （3） 理事会の議長は会長とし、副会長がこれを代行することができる。

第15条（理事会の職務）

- （1） 理事会は次の事項を審議決定する。
- （2） 総会の議決事項を実施するために必要な具体的事項
- （3） 各年度の事業計画案及び事業報告案

- (4) 各年度の予算案及び決算案
- (5) 事務局長の選任
- (6) 本会の運営上、会長が緊急に決定を要すると認める事項
- (7) その他、会長が本会の事業に関し必要と認める事項

第16条（理事会の運営）

理事会は、理事会議長が召集し、運営する。

第17条（研究会の設置及び構成等）

- (1) 理事会は、本会の事業を円滑に推進するため、必要に応じて研究会を置くことができる。
- (2) 研究会には主査を置く。主査は、会員のうちから理事会の審議を経て理事会議長が指名する者とし、研究会を運営する。
- (3) 各研究会の構成及び運営方法等については、主査が定めるところによる。

第18条（会費）

- (1) 本会の運営に必要な経費を賄うため、会員から会費を徴収する。
- (2) 会費については、別途定める。

第19条（事務局）

- (1) 本会の事務処理のため事務局を社団法人日本インターネットプロバイダー協会内に置く。
- (2) 事務局の業務は社団法人日本インターネットプロバイダー協会および財団法人ハイパーネットワーク社会研究所が協働して行う。
- (3) 事務局は理事会が選任した事務局長が統括する。

第20条（名称・ロゴマークの使用）

名称及びロゴマークの使用方法については別途定める。

第21条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第22条（その他）

本規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は理事会において定める。

附則

第1条（施行期日）

この規則は、平成20年5月27日から、施行する。
この改定規則は、平成21年4月21日から、施行する。

第2条（設立年度における会計期間等）

設立年度における会計期間は、設立の日から平成21年3月末日までとし、設立年度における役員の任期は、設立の日から次期（通常）総会までとする。

平成20年5月27日 制定

平成21年4月21日 改定

年会費に関する細則

衛星ブロードバンド普及推進協議会（以下「本会」という）の年会費は、以下により取り扱うこととする。

1) 年会費

年会費は一口6万円とし、口数は以下の会員区分に応じて定める。

一般会員：一口以上、四口まで

理事会員：五口以上、十口まで

特別会員：無料

学識者あるいは専門家、自治体その他の団体等で理事会が認める者については無料とすることができる。

2) 会費の納入

年会費は、毎年5月末日までに、指定の銀行口座に振り込むものとする。

年度途中の入会に係る会費については、月割りとして計算した相当額を納入するものとする。

3) 退会時の会費の扱い

退会の申し出があった場合にあっても、年度予算確定後の場合は当該年度の年会費については納入することとし、また納入した年会費の返還は行わないこととする。

以上

2008年5月27日 制定